

平成29年度 湖西市文化財保護審議会

－ 会議録 －

日 時 平成29年10月31日(火) 13時30分～15時10分
会 場 市民活動センター2階 大会議室

○出席者

| | | |
|-----|--------|-----------------------|
| 委 員 | ◎渡辺 和敏 | |
| | ○跡見 厚夫 | |
| | 吉村 理利 | |
| | 平野 克典 | |
| | 牧野 茂 | |
| 事務局 | 渡辺 宜宏 | 湖西市教育長 |
| | 落合 進 | 湖西市教育次長 |
| | 村田 義治 | 湖西市教育委員会スポーツ・文化課 課長 |
| | 高橋 一敏 | 湖西市教育委員会スポーツ・文化課 課長代理 |
| | 鈴木 紀子 | 湖西市教育委員会スポーツ・文化課 主査 |
| | 鶴 早紀子 | 湖西市教育委員会スポーツ・文化課 主事 |

◎：会長 ○：副会長 傍聴人：0名

1 開会

2 あいさつ

渡辺教育長

3 諮問

市指定天然記念物「マンサク」の指定解除について

4 調査

- 会長：市の指定当時、竹藪はあったのか
事務局：雑木は見えていたが、竹藪はなかったと思う
委員：最初は松林だったと思う

5 答申

- 会長：完全に枯死している
答申案について趣旨は問題ないが、文章内容への付け足しが必要
「本日の委員会として現地調査の結果、枯死していることを確認したため、条例に従い指定を解除することが適当である」のような記載が必要であると思う
委員：賛成。審査員と調査した結果解除という内容の記載を付け加えたい
貴重な南限であったため「南限のマンサク」があったという標識を残してもよいのでは。株分けして保存しておけばよかった
会長：今後、市内の天然記念物等を対象に、委員会開催の際、1件や2件ずつ調査を行っていきたい
市内の天然記念物は何件あるのか？
事務局：白須賀の火防樹と東福寺のマキ、県指定のトキワマンサク、諏訪神社のケヤキの

- 4件がある
- 会長：41本もあったマンサクがすべて枯れてしまったため、今後、天然記念物は定期的な現地調査を行っていききたい
- 委員：枯死してしまう前のある程度の段階で、枯れている原因を探れなかったのか
今回の資料からは環境によるものか、病気によるものなのか、原因が分からない。
原因を解明したほうがよいのではないか
- 会長：答申案は郵送し、承認することにする
- 会長：現在の湖西市指定文化財は64件、今回の解除により63件となった
市の規模からいえば少ないとは思わないが、全体的に見ると新居に偏っている
旧湖西、特に北部地域における指定が少ないのではないか
今後、意見を持ち寄って指定を積極的に行っていきたい
目標は平成32年度に69件
他市に恥じない文化財候補は本興寺の中世文書
時期は寛永ぐらゐまで候補に入れてよいのではないか
指定の検討候補にどうだろうか
前回配られた候補一覧を案として、次回「指定文化財の候補について」検討していく
- 委員：文化財を積極的に増やすことには異論がない
しかし、以前からどうかと思っているのが登録文化財となっている小松楼
小松楼を活用する頻度が高い
将来に残していきたいようなものを文化財として指定するもので、古ければ何でも
良いわけではない。（芸者置屋が残したいものか、疑問）
このようなものを増やすわけではなく、既に候補に挙がっているものを粛々と審議
を行っていくべき
- 会長：3番鉄橋は国の指定にはなっていないのか
- 事務局：なっていない
- 会長：小松楼は国登録、紀伊国屋は市指定
- 委員：悩ましいのが文化財マップ87番の堂頭のマツ
台地が史跡となっている
マツとして史跡となっているのにマツがない
- 委員：名称に「跡地」などを付けてはどうか
- 会長：名称の変更についての条例はないのか
- 委員：補足として付け加えると柔軟に対応できるのではないか
- 会長：名称変更について検討したほうがよい
古窯についてはどうか
- 事務局：県が市内にある窯跡の地点を決めて保護する方向と聞いている。
現在、場所の選定を行っている

6 報告事項

(1) 平成29年度文化財関係事業の進捗状況

- ・トキワマンサク里づくり事業
- ・文化財保護保存事業
- ・関所整備事業
- ・新居関所史料館管理事業
- ・旅籠紀伊国屋資料館管理事業
- ・小松楼まちづくり交流館管理事業

(2) 市内指定文化財の現況報告

- ・本興寺の茅葺屋根保存修理
- ・大神山八幡宮境内社熱田神社本殿の保存

- ・女河八幡宮例大祭神事の保存伝承 ・諏訪神社のケヤキ保存修理
- ・豊田佐吉邸の防災設備増強 ・応賀寺不動明王立像の修理

(大神山八幡宮境内社熱田神社本殿の保存)

委員 : 指定の際、現在地より下のあった熱田神社を上の方に移し、覆屋をした
その際に屋根を撤去してしまい、垂木が見えている不完全な状態で残されている
将来的に屋根を含めた大規模な修理が必要であるため、今回は落ちている高欄を一時的に補修するものとする

委員 : 補助金は市が 1/4、所有者が 1/4、県が 1/2
大規模修理は所有者の負担が大きく、なかなか難しいか

(女河八幡宮例大祭神事の保存伝承)

会長 : 弓の使い方が違うのではないか
本来弓の保存のため、使わないときは弦を逆に張り、使用の際に元に戻す

(⇒後日、女河八幡宮氏子に確認。弓の張り方には問題はない。弓道の経験者もおおり、確認済み)

7 閉会

(以上)